

慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター
ディスカッションペーパーシリーズの投稿規程

平成 29 年 11 月 1 日改定

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター (Panel Data Research Center: PDRC) が設置する、PDRC ディスカッションペーパーシリーズへの投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 PDRC では、慶應義塾大学における研究成果の発信の手段の一つとして、PDRC ディスカッションペーパーシリーズ (以下 DP という) を設置する。

(投稿資格)

第3条 1. 次の各号のいずれかに該当する執筆者・論文は、DP への投稿資格を満たすものとする。

(1) 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターのメンバーおよび研究協力者が執筆した研究論文。もしくは前記該当者と非該当者が共同執筆した論文。

(2) 上記(1)以外のものが、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが提供するデータを利用して執筆した研究論文。

2. 第1項の投稿資格を満たす場合、他のワーキングペーパーやディスカッションペーパーにすでに収録された論文であっても、重複して投稿することができる。また、すでに DP として掲載された論文の翻訳も投稿することができる。

(投稿)

第4条 1. 第3条の投稿資格を満たす場合、投稿者は PDF ファイルで論文を投稿することとする。

2. 学生 (大学院生を含む) のみで執筆した論文を投稿する場合は、PDRC のメンバーもしくは PRDC の研究協力者の推薦状を添えるものとする。

3. 投稿者は、PDRC のホームページ上にある投稿申し込みのための必要事項について、ウェブから、あるいはメールにて、すべての項目を PDRC 事務局に知らせることとする。

4. 論文のスタイル (ページ数、フォント、フォーマット、リファレンス等) については、自由とする。

(採否の決定)

第5条 投稿された論文は、PDRCがDPへの採否を決定し、事務局を通じて通知する。

(採否の基準)

第6条 PDRCは、次の各号の基準に従い、論文の採否を決定する。

(1) 英語または日本語で書かれた未公刊論文であること。ただし、第3条第2項にあるワーキングペーパーやディスカッションペーパーは、公刊論文とはみなさない。

(2) 学術論文として出版可能な体裁を有していること。

(3) 必要な論文関連事項がすべて誤りなくPDRC事務局に伝えられていること。

(4) 反社会的な内容、特定政党支持や、利益相反とみなし得る内容を含まないこと。

(ウェブサイト等への掲載)

第7条 1. DPへ採用された論文は、PDRCのウェブサイトに掲載される。

2. DPへ採用された論文は、必要に応じ、PDRCが発行するメールマガジン等の媒体を通じて、その発行が一般に周知される。

3. DPへ採用された英語論文は、原則としてRePEC Archivesにも掲載される。

(著作権)

第8条 特に明記していない限り、DPの論文の著作権は執筆者にある。

(改定)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、PDRCの決議により改定することができる。